

非常通信規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条 非常通信の運用計画、実施及び訓練に関し電波法及びこれに基づく命令に規定がない事項については、この規約の定めるところによる。

第2章 非常通信協議会

(協議会の構成)

第3条 電波法第74条の2の規定に基づく総務大臣の要請によるほか、第1条の目的を達成するため、次に掲げる者のうち、非常通信に関係の深い者をもって非常通信協議会（以下、「協議会」という。）を構成する。

- 一 無線局の免許（承認）を受けた者
- 二 人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持に関する機関又は団体並びに生活関連機関
- 三 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体

2 協議会は、中央、地方及び地区協議会とする。

(協議会の任務)

第4条 中央協議会は次の事項について協議又は要請を行う。

- 一 非常通信の運用計画及び実施に関する協議
- 二 非常通信の訓練計画及び実施に関する協議
- 三 非常通信についての調査研究に関する協議
- 四 非常通信の取扱要請
- 五 その他必要な事項に関する協議

2 地方協議会は、前項のうち当該地方に関する事項について協議又は要請を行う。

3 地区協議会は、前二項のうち当該地区に関する事項について協議又は要請を行う。

(協議会の開催)

第5条 協議会は毎年1回定期に開催する。

2 前項のほか、必要に応じ適宜に開催することができる。

(要請会議)

第5条の2 協議会は、その内部に要請会議を設置する。

2 要請会議は、協議会からの委任を受け、非常通信の取扱要請を行う。

(要請の対象)

第5条の3 非常通信の取扱要請は、次の場合を対象とする。

- 一 構成員等から非常通信の確保の協力を求められた場合
- 二 その他非常通信の取扱要請を行うことが必要な場合

(非常通信の取扱要請の手順)

第5条の4 非常通信の取扱要請は、次の手順により行う。

- 一 中央協議会は、その構成員に対し独自に又は他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。
- 二 地方協議会は、その構成員に対し独自に又は他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。
- 三 地区協議会は、他の協議会からの依頼又は地方協議会との協議により、その構成員に対し非常通信の取扱要請を行うことができる。ただし、協議が困難な場合は、地区協議会独自に行うことができる。

(要請への協力)

第5条の5 協議会及びその構成員から、非常通信の取扱要請を受けた構成員は、自己の責任においてこれに協力することとする。

(総務省との協議)

第6条 協議会は、第4条により決定した事項について、総務省と密接に連絡協議を行うものとする。

(協議会の名称等)

第7条 協議会の名称、所在地、結成区域及び第3条第1項の構成員は、別表に定める。

第3章 計画及び実施

(非常通信の計画)

第8条 非常通信計画は、既往の事実及び将来起こり得べき非常事態を考慮し、非常通信が円滑に行うことができるよう定めるものとする。

2 前項の計画を定めたとき、総務大臣に報告するものとする。

(非常通信の実施)

第9条 非常通信の実施は、前条の計画に基づいて行うものとする。

(内閣府との連絡の確保)

第10条 内閣府との間に非常通信の実施を必要とするときは、すべての構成員はその連絡の確保に協力しなければならない。

第4章 訓練

(訓練)

第11条 災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。）が発生した場合に、円滑な非常通信の実施が確保できるよう平素より第8条の計画に基づいて訓練を行わなければならない。

(訓練の実施)

第12条 訓練は、協議会の計画に基づいて、国及び地方公共団体等と連携した実践的通信訓練を実施するものとする。

第5章 表彰

(表彰)

第13条 協議会は、非常通信の実施及び協議会の運営に関し、特に功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

(表彰の実施)

第14条 表彰の実施については、別に定める非常通信協議会表彰規則により行うこととする。

第6章 雑則

(細則)

第15条 協議会は、協議会の運営並びに非常通信の実施及び訓練に関し、必要な細則を定めることができる。

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、中央協議会でこれを行う。

附 則

この規約は昭和26年7月19日から実施する。

附 則

この規約は昭和53年3月17日から実施する。

附 則

この規約は平成元年3月14日から実施する。

附 則

この規約は平成5年4月9日から実施する。

附 則

この規約は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規約は平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規約は平成8年4月9日から実施する。

附 則

この規約は平成11年4月28日から実施する。

附 則

この規約は平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規約は平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規約は平成16年4月23日から実施する。

附 則

この規約は平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規約は平成19年3月20日から実施する。

附 則

この規約は平成21年2月24日から実施する。

附 則

この規約は平成22年2月24日から実施する。

附 則

この規約は令和元年5月1日から実施する。

別表(第7条関係)

令和5年4月1日現在

| 協議会名称 | 所在地 | 結成区域 | 構成員 |
|-----------|--|--|--|
| 中央非常通信協議会 | 東京 | 全国 | 別記 |
| 地方非常通信協議会 | 総合通信局等所在地 | 総合通信局等の管轄区域 | 中央に準ずる (電力会社、新聞社等及び 都道府県、市町村を含む) |
| 地区非常通信協議会 | 都道府県内所在地 (但し、地方協議会が地区 協議会の任務を行う場合 は、地区協議会の設置を 任意とする) | 都道府県内 (但し、事情によっては、2 都道府県以上をもって1結成 区域とし、その結成区域内 に適宜支部を設置すること ができる) | 地方に準ずる (電力会社、新聞社等及び 都道府県、市町村を含む) |

別記

総務省、内閣府、警察庁、消防庁、法務省、林野庁、水産庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、防衛省、一般財団法人移動無線センター、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、一般財団法人自治体衛星通信機構、スカパーJSAT株式会社、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、全国消防長会、ソフトバンク株式会社、電気事業連合会、電源開発株式会社、西日本電信電話株式会社、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本赤十字社、日本通運株式会社、日本電信電話株式会社、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、東日本電信電話株式会社、独立行政法人水資源機構、楽天モバイル株式会社